

笠間市議会議会運営委員会記録

令和7年3月13日 午後4時01分開会

出席委員

委員長	村上 寿之 君
副委員長	安見 貴志 君
委員	河原井 信之 君
〃	内 桶 克之 君
〃	益 子 康子 君
〃	田 村 泰之 君
〃	西 山 猛 君
〃	大 貫 千尋 君

欠席委員

なし

委員以外の出席議員

議長 畑岡 洋二 君

出席説明員

なし

出席議会事務局職員

議会事務局 長	山 田 正 巳
議会事務局 次長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程

令和7年3月13日（木曜日）

午後4時01分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 一般質問等について

(2) その他

午後4時01分開会

○村上委員長 議会運営委員会委員の皆様並びに議長におかれましては、本会議でお疲れのところ議会運営委員会に御出席を賜りありがとうございます。

本日の会議は一般質問に関して御協議頂きたい案件があり、急遽、開催させて頂きました。

○村上委員長 それでは早速会議に入ります。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますのでただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。本日の会議の記録は次長補佐にお願いいたします。

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いします。

○畑岡議長 一般質問2日目ということで大変お疲れの中、急遽、議会運営委員会を委員長のほうから招集したいということで、皆様にしっかりとした議論をして頂きたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

〔議長退席〕

○村上委員長 傍聴の申出がありましたので許可いたしました。

それでは早速協議事項に入ります。

本定例会における一般質問等に対して3点ほど協議したいと思います。その取扱い内容については昨日の石井議員の一般質問の大項目の件、それと本会議中の離席の件、それと一問一答方式のルールの件の3点を協議したいと思います。

一つずつやっていこうと思うのですが、まず石井議員の昨日の大項目の件です。大項目は二つ用意していたのですが、一つしか大項目が行われなかったということに対して、市長から二つ用意したのだから二つやってほしいというようなことを言われたのですが、その件に対して何か御意見があればお願いいたします。

はい。田村委員。

○田村泰之委員 大項目2を作ってやるのであれば、時間配分は余裕を持ってやるべきだと私は思うので、やっぱり質問者は努力していくことだと思うのです。そういうことを鑑みてこれから気を付けてもらいたいということじゃないのですか。それ以上も以下もない。

○村上委員長 ちょっといいですか。これ私ごとなのですが、実は私も以前一般質問で

大項目を三つ用意して二つしかやらなかったことがあったときに、議長から注意を頂いたことがあるのです。今回の件もそれと同じようなことなので、一つの考え方は一応議長から、石井議員に今後そのようなことがないようお願いをしてもらおうということも一つの案になるのかなと思うのです。その辺も含めて何か御意見がありましたらお願いいたします。

○田村泰之委員 はっきり言って60分ぴったりやれば、上手だのうまいだの周りは上手と言っている人もいるかもしれないが、はっきり言って自己満足だから。40分でも30分でも中身が濃ければそれでいいのだと私は思います。以前、一般質問でも、これは話の路線ずれちゃうけど、10分で一般質問を終わらせた人もいます、15分で終わらせた人もいます。そういうのを見ているので、それは本当に質問者の努力だと私は思う。

以上でございます。

○村上委員長 はい。西山委員。

○西山猛委員 まず、答弁が駄目なのです。石井議員の場合は議事整理権です。今、皆さんの意見あったけど、1、2、3項目出します。一番最後のものは時間切れでできませんでした。これは私の中では政治的配慮。出したものを質問しなければいけないというルールはありません。時間の中で質問に対して答弁を短くしてます。今日私の質問の中でマルかバツかの質問をしたのですが、答えは違いますから。それを整理するのは議長。だから今回の石井議員の件は、私は議長の議事整理権の範疇だと思っています。答弁の内容を聞く限りではそう思います。

○村上委員長 ほかございますか。

はい。内桶委員。

○内桶克之委員 私もそのところは同じなのですが、ただ議員のほうとしてもやっぱり質問項目を並べているので、終わらせるという、自分がそういうつもりで入っていかないと。議事整理権を使って最終的にやりますが、そこはやっぱり努力していくという部分はあると思うのです。先ほど市長に言われたとかということじゃなくて、最終的には議長が議事整理権を持っているので、例えば、15分経っても2はやらないのかという確認をしてもいいと思うのです。議事整理権があるので、そこは最終的には議長だと思います。

○村上委員長 ほかありますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 解釈の違いをするとまずいと思うのだけど、要するに議員の権利、選挙に出て当選の枠に入った議員の権利と執行部の権利。本来、何も通告しなくたって一般質問はできるぐらいの執行部でなければならぬわけです。特にお金を使っている住民の。朝おはようございますと来たらば、もう税金からお金が出ているのです、山田なら山田さんのお金。だから、私にすればちゃんちゃらおかしい話であって。私は1議員として議員の権利の主張します。執行部の擁護なんかしない。それは考え方の問題だから、私の考

え方が正しいのか、正しくないのか私も分からない。でも私は自分の考えを曲げるつもりはない。ただ、それに対して議長を選んでおくわけだから、議長が議事整理権というのを持っているわけだから。要するにここの定例議会、質問のため執行部の同席を願っているわけでしょう。議長の権限というのは物すごく強いのです。私は友部町の、45歳のときに議長になったときに、60分の一般質問の時間に、町長の答弁を求めていないので、退席して自席に戻って仕事をやってくださいと、議長にそれを諮らせた。議長は町長を退席させた。勘違いしちゃいけないよ勘違いしちゃ。議員としての考え方、我々は付録じゃないのだから。私は議員になってその考えをいまだかつて変えたこともないし、これからも変えることもない。ただ、いろいろな時代の流れの中で、みんなで議長を選んだわけだから、多少間違いがあったにしても、議長の判断には従わなくちゃならないと俺は思う。俺の意見はそういう意見です。

○村上委員長 はい。安見委員。

○安見貴志委員 あくまでも昨日の石井議員の一般質問についてということでの意見ということで、私も述べさせていただきます。原因は一つではなくて幾つかあるかと思います。一つは皆さん言われてるように、議長が途中で整理確認をすべきだったということ。これはごもっともだと思います。それからもう一つは、通告をしてやるよと言っていてやらなかったことについて御本人が触れなかったというところも一つ問題があると。あとは、執行部が確かに長い答弁、聞いてないことまで付け加えて、前置きを付け長い答弁をされてるというのも時間を要する一つの原因になっております。ただ、あの場で一番執行部とやりあっているのは質問者本人なので、時間配分等の主たる権限は本人の質問のやり方にあるのかと思います。私個人的に思うのは、狙った答えをうまく引き出せないのは、御本人の責任ですので、それぞれに一定の責任があると思います。

○村上委員長 はい、益子委員。

○益子康子委員 私も一言。安見委員の意見に全く賛成です。議長としてもその権限があるので、そこのところはきちんとやれる権限を持っているので、やって頂きたい。もう一つ、本当に通告して、執行部もそれなりにきちんとした答弁をしたいという気持ちで頑張っていることと思います。今回は石井議員のことだったので、石井議員も本当に質問したいことを力を入れてやっているその気持ちも本当によく伝わりました。だけど、一般質問している本人が途中で自分のペースを崩さないように、ある程度執行部に対して答弁を求めたことには、自分で責任を持って1時間以内でどうにか終らせられるように努力も必要かなと思いました。その辺のところはよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○村上委員長 ちょっと一回休憩します。この件に対して一回暫時休憩します。

午後4時12分休憩

午後4時25分再開

○村上委員長 休憩を解いて、会議に入ります。

まず、この問題に対しては議長の議事整理権に対してしっかりして頂きたいということ
を議運のほうから願います。あとは、石井議員には大変申し訳ないのですが、石井議員
の判断になると思うのですが、項目二つ用意すれば項目二つできるような努力も願
いできればというふうに思うことと、執行部の答弁が長過ぎるということに対して、答
弁を一問一答なので手短に願いますというような三つを願いますということで、これは
あした委員長報告で願うことができると思うのですが、皆さんよろしいでしょうか。

田村泰之委員。

○田村泰之委員 これね。石井議員という名前、名指しだよ。全議員というホームにし
ないと、石井議員、恥かきますよ。

○村上委員長 これは石井議員じゃなく議員の中でということで、固有名詞は出さないで
やるというようなことでどうですか。

○大貫千尋委員 議事運営の確認でいいのでしょうか。

○西山猛委員 明日、全議員の前で、昨日、議会運営委員会を開催し、本件について報告
しますよね。その点の中に、まず、議長には先に言うべきでしょうけども、言うべきで
しょうけども、まず、議員側の一般質問の進め方の中に、時間配分を自分なりに、だ
から時計があるわけだから、自分なりに判断をして、例えば割愛しなければならぬとか、
できないとかという場合に、議長の許可をもらってそうすべきということを常に持って
いてください、限られた時間だから。これは今までそういう事例幾つかあったのでとい
う程度でいいと思うのです。それはぴんとくるので、石井議員のことも含めてとい
うことだと思
うので、それはいいと思うのです。では執行部のことはどうするのだ。執行部のことは、
例えば議長を通して、議長、議会からということと言うのか。議運の委員長がたまたま市
長から言われているからちょうどいいとか、そんなことを確認してきちんとやって頂
きたいと思
います。それを明日、報告の中で諮ってもらっていいと思うのです。申合せの中
にはあるわけだから。申合せに基づいて、一問一答方式の在り方を、それぞれ個別に、質
問をやる人は特に確認をして頂き、一問一答方式はこうですよということを確認して
ほしい。
それは執行部も同様ですというふうにちゃんと明確にしたほうがいいと思
います。明日、
最終日になるので。それだけいいですか、加えて。

議事整理権の中に、進行上の中に、今日、田村委員が中座したのですが、何だったの
ですか。・・・

〔「次の議題」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 明日、委員長報告させていただきますので、よろしくお願
いしたいと思
います。

二番目に入ります。二番目の件で、本会議中の離席の件で皆さんに発言願
いします。

まず、どういう問題かという、簡単に言えば議長が、誰々さんが退席しま
したと言
う

ことに対してのお話なのです。その対応についての協議をしなくちゃならないというよ
うな、例えば常に議長が、退席しましたとそんなに退席したって言わなくてもいいだろ
うというような声も聞きました。その件に対して何か皆さん意見がありましたらお願い
します。

はい、西山委員。

○西山猛委員 今朝も本会議始まる前に議長が言ったのは多分、私のことだと思うのです、
昨日の。飯田議員に言って、こういうわけで名札立てておくから後で倒してと、それで行
きながら議長に合図していったのです。それを、所用により退席をどんなふうにするの
かということなのだけども、その話はきちんとしなくちゃならないと思ってる矢先に、今
日、田村泰之委員が離席したでしょ。まさに離席の程度です。あれなんだったの。

○田村泰之委員 トイレです。

○村上委員長 休憩します。

午後4時31分休憩

午後4時39分再開

○村上委員長 休憩を解きまして会議を再開いたします。

札の件は、まず一点、札を下したことに對して大体判断して頂きたいと。そういう場合
は大体お葬式とか用事があって退席するというような流れになるでしょうから、札を下し
た方に対して退席しましたということを書いてほしいと。ただトイレに行くぐらいのもの
に対しては議長が退席しましたということは言わなくてもいいのじゃないかということ
を報告したいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○大貫千尋委員 札をを倒す、倒さないを皆さんにきちんとしてもらうように。

○村上委員長 明日、委員長報告でそれも含めて言います。

はい、田村泰之委員。

○田村泰之委員 葬儀というのはちょっと。

○村上委員長 了解しました。そこは言わないことで、了解しました。

そういう流れで、すいませんよろしくお願ひしたいと思います。

次、三番目で一問一答方式のルールに對しての協議なのですが、実は今日、田村幸子
議員の件で、一問一答で質問してるにもかかわらず一問一答の質問ではないというよ
うな質問に受け止めました。どんなことかと言いますと、一問一答というのは、一つの質問に
對して一つの答えが返ってくるというようなことだと思うのですが、一つの質問に對して、
またとかそういう発言があったということに對しては、一つの質問ではないと判断したの
です。そのような部分に對してどのように取り扱うかということをお皆さんに諮りたく
て・・・

はい、田村委員。

○田村泰之委員 これも議長の整理権。

○村上委員長 ほかございますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 もめない前に、議長と議運の委員長と山田局長で話した程度で決めたらいいのじゃないかと、私は思う。

○村上委員長 はい、西山委員。

○西山猛委員 はい。単純で一問一答におとせばいいじゃない。一問一答じゃないでしょう、今言ったように二つ三つ言って二つ三つ返ってくるのは。それはどっちも。特に執行部の答弁が肉付けをします。もう少し早い答弁が欲しいのだけでももらえない。時間のロスもあるから一問一答をきちんとしましょうよというのは、執行部も議会ももう一回認識を改めるべきだと思っています、方式として。

○村上委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 小項目の区切りが分かりにくかったというのもあるのです。言ってから何番ですと言うのじゃなくて、何番が終わったので何番に移りますと言ってからやるとすっきりくると思うので、その部分がないと執行部のほうも答弁がどこやっていいのかというのが確認になっちゃうので、そこもしっかり区切りを付けてというのが大事だと思うのです。

○村上委員長 田村泰之委員。

○田村泰之委員 小項目を移るときに、間に自論を入れちゃっているから、ますます分からなくなっちゃう。自論のが長かった。

以上でございます。

○村上委員長 はい、益子委員。

マイクをお願いします。

○益子康子委員 小項目って出します。そこで、一つ質問して、再質問でお願いしますというのはオーケーなのですよね。ただ一つの質問の中に幾つも入れちゃって一緒に質問するというのはNGということで理解すればいいのですよね。

確認です。

○村上委員長 はい。

○益子康子委員 了解です。

○村上委員長 どうでしょう。大丈夫すか。

はい、西山委員。

○西山猛委員 今日の教育長の反問権、あれは間違いで全然反問なんかしてないです。ただの確認でしょう・・・

[「あれこそ議長の議事整理」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 暫時休憩します。

午後 4 時 4 4 分休憩

午後 4 時 5 5 分再開

○村上委員長 休憩を解いて協議を再開いたします。

まず一般質問の件なのですが、一問一答の件に対しては、議長と私と事務局長で、こういう、今日みたいな一問一答じゃない質問がないようにということを一応当事者にお話ししたいと思います。

反問権に対しては、今回の議会、明日までは今までどおりに行いたいと思います。ただし、明日、委員長報告で次回からは反問権はなくすとはっきり言っちゃいますから・・・

〔「最終日の全協で」と呼ぶ者あり〕

○村上委員長 これは最終日に全協で皆様に報告しますので、反問権はなくすということで、その代わりに議長の質問の内容の確認をしてくれというような対応で行いますというようなことを最終日の全協で報告したいと思いますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思います。

それではこのように決しました。

以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。

御苦労さまでした。

午後 4 時 5 7 分閉会